

議案第 6 号

加西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

加西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

加西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年加西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 14 条」の右に「、第 29 条、第 40 条の 12」を加え、同条第 3 項中「第 55 条第 3 項」を「第 30 条第 3 項」に改め、「指定地域密着型サービス基準」の右に「第 40 条の 16、第 61 条、」を加え、同条第 4 項中「第 17 条第 2 項」の右に「、第 36 条第 2 項、第 40 条の 15 第 2 項」を加える。

第 4 条に次の 1 項を加える。

6 指定地域密着型サービス事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 機能訓練又はリハビリテーションその他必要なサービスとして、利用者の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、利用者に提供すること。
- （2） 利用者の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨（通貨に類する交換手段としての機能を有するものをいう。）を利用者に提供し、又は使用させること。
- （3） 居宅サービス計画に記載された回数、時間その他の当該計画の内容（当該計画が作成されていない場合は、必要と認められる内容）を超えた不要なサービスを提供すること。
- （4） 当該事業を行う事業所の外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又は当該事業所の運営を、賭博又は風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）を連想させるものとする。
- （5） 事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容を、賭博又は風俗営業を連想させるものとする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、地域密着型サービスに「地域密着型通所介護」が創設されたため、その基準を規定するもの。また、兵庫県の条例改正により介護保険サービスに対する規制が行われ、市の地域密着型サービス事業においても県条例の規制内容に準じて改正を行うもの。

【概 要】

- (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）で定める「地域密着型通所介護」基準を準用する規定を追加
- (2) 兵庫県の「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成 24 年兵庫県条例第 4 号）」の改正に準じ、賭博や風俗営業を連想させる介護保険サービス規制の規定を追加